

令和8年 第1回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年1月13日（火）

午後2時00分から午後2時26分

場所：宇城市役所3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	吉利 健	欠
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員	中塘 万格人	近藤 洋之
-------------	--------	-------

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後2時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の作成について
- 日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 (午後 2 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 8 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席ですので総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

令和 8 年がですね、災害がなく穏やかな 1 年でありますよう心よりお祈り申します。

議 長 それでは、これより令和 8 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 村山 安次 委員、2 番 五嶋 一精 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 1 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 8 年 1 月 13 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願いします

す。

調査報告に当たっては、省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、三角2 山本委員より

申請番号2番及び3番は、松橋2 近藤委員が欠席のため事務局より

申請番号4番及び5番は、豊野2 杉田委員より

それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員 今年もどうぞよろしくお願いいたします。第1号について説明いたします。申請事由が規模拡大による売買です。渡人の父親が地元出身ということで土地、建物が地元に残っています。渡人自身も県外在住で十分に維持管理ができないということで父親の知人である受人に家屋敷、申請農地などの全不動産を売買するという事でした。問題無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 議案番号2番、3番について説明いたします。受人が同一の方になりますので併せて説明をさせていただきたいと思います。

この2筆についてですね、2案件につきまして経営規模拡大の売買となっております。売買価格がちょっと高くなっておりますけれども、数十年前から約束してある金額での売買になったという内容となっております。受人は市外の方ですが、内容的にも問題なく経営されると思いますので問題なく許可案件になると思います。以上審議よろしく申し上げます。

杉田推進委員 1-4と5についてはですね一緒ですので併せて報告させていただきます。申請理由は農地の交換という事で以前からですね、土地を交換されてお互い管理されていたんですけども、片方の親が亡くなってですね、もうちゃんとはっきりさせようという事で今回申請があがったと聞いています。何ら問題はないと思います。以上よろしく願いいたします。

議長 只今、申請番号1番から5番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は、挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議長 森田委員をお願いします。

森田推進委員 1-2と1-3は事務局が説明されてですね、以前からこの値段で決めてあったと言われて、ちょっと見た目に今時こういう値段でよく決めたなと思います

が、ここに書いた値段というのは決定したつを載せるとですか、それともただ話としてあがってきた金額かどっちだったかと思って質問です。

議 長 事務局よりお願いします。

事務局 はい、土地の金額につきましては、契約の内容を書いていただくような形となっております。以上です。

森田推進委員 この値段で買って元を取ろうというのは、そこがハウスかなんか施設を作っているのかとか、どういう作物を作るのか後の維持に関しての興味がありますが、そういうのは質問してもよかったですか。

事務局 わかる範囲で答えさせていただきます。まず、田と畑とありますけれども田につきましては水稻という内容になっております。畑につきましてはですね、露地野菜を作るという内容になっておりますので、施設等の予定は無いような計画になってます。以上です。

議 長 森田委員どうですか。

森田推進委員 そこまでの説明で納得はでけんけど、はい、ありがとうございます。

議 長 はい、ありがとうございます。他に何か意見はありませんか。

議 長 はい、五嶋委員お願いします。

五嶋委員 先ほど森田委員からもありましたが、先月も高い売買があったと思います。こういう場合に農業委員はどこまで踏み込んでいいのか、もっと安く下げた方がいいという風に言った方がいいのか、その辺はどういう風にお考えか教えてください。

議 長 事務局お願いします。

事務局 事務局からお答えします。金額に関しては許可の是非にかかわる内容にはありませんので、参考としてですね委員さんから意見を言うのは有りだと思います。けれども、許可の是非についてはですね特に指導する内容にはなっていません。以上です。

議 長 ありがとうございます。他に何かありませんか。

議 長 意見も無いようですので、議案第1号の申請番号1番から5番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第4、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第2号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の6ページになります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和8年1月13日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。
申請番号1番は、 小川2 吉水委員より
説明を求めます。

吉水推進委員 申請番号1-1、説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は宅地転用です。先代は農業者でした。畑に倉庫を建ててもよかったです。娘さんは農業をされておられません。相続された時点で不法建築物になりますので、宅地に転用したいと申請でした。周りの同意も取れております。始末書も添付されております。問題は無いかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設である農業用物置として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

議 長 只今、申請番号1番について、説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第2号の申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第3号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の8ページになります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和8年1月13日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。
申請番号1番は、 9番 坂本委員より
申請番号2番は、 13番 本田委員より
それぞれ、説明を求めます。

坂本委員 申請番号1-1についてご説明申し上げます。詳細はですね記載のとおりでございます。転用理由の方がここに書いてございますとおり事務所及び駐車場というような事で、以前はごごの集荷場の倉庫がございました。ここをですねこの裏の方に今回の物件があるというような事でございます。この土地とその隣の土地を同時に購入されて今回の転用というようなことでございます。同意の方もすべてとられており、何ら問題は無いと思っておりますのでご審議をよろしくお願いしたと思っております。以上です。

本田委員 申請番号 1-2 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は太陽光発電設備のようです。譲受人は申請地が建築物に囲まれ、人が出入りすることが不便な場所であるため今回の申請に至ったという事です。排水同意もあり問題ないかと思われます。審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、県道の沿道の区域で、流通業務施設へ転用されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に豊野保育園と豊野小中学校があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議長 只今、申請番号 1 番及び 2 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議長 意見もないようですので、議案第 3 号の申請番号 1 番及び 2 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議長 日程第 6、議案第 4 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 4 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 10 ページになります。議案第 4 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について、次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 8 年 1 月 13 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定によ

る農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第3項規定により農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は、挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第4号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第4号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第7、議案第5号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第5号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の15ページになります。議案第5号農用地利用集積等促進計画書の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和8年1月13日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を行います。議案の15ページから23ページです。今月は、農業公社が買い入れるのが3件、売り渡すのが11件です。合計面積は、14件中、田が43,077㎡、畑が22,581㎡、合計が65,658㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、各案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は、挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第5号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第5号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了しました。
これもちまして、令和8年第1回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 （午後2時26分） 副会長の号令による、規律、礼。